さらに、被災地域に所在する事業所の事業主及び当該事業所等と一定規模以上の経済的関係を有する事業所の事業主について、特例の支給対象期間（一年間）に開始した休業については、これまでの支給日数にかかわらず、最大三百日間の受給を可能にするとともに、被保険者期間が六カ月未満の者を引き続き当該助成金の対象とする更なる特例措置を実施しており、企業の雇用維持への取組を強力に支援する。

イ　各種保険料等の免除等

医療保険、介護保険、労働保険、年金保険等に関し、被災地の事業所で、震災による被害を受けたことにより、賃金の支払いに著しい支障が生じている場合等に、保険料等の負担の免除や減免等を行う措置を講じ、被災事業所の業務の再開を支援する。

ウ　雇用保険の特例措置及び延長給付の更なる拡充

事業所が震災被害を受けたことにより休業を余儀なくされ賃金を受けることができない者及び再雇用が予定されているものの一時的に離職を余儀なくされた者に失業給付を支給する特例措置を適切に実施するとともに、震災により休業及び離職を余儀なくされた者の失業給付の給付日数について、原則六十日分の個別延長給付に加え、更に六十日分を延長する特例措置を実施したところであり、これらにより生活の安定を図る。

エ　未払賃金立替払の請求促進・迅速な支払

未払賃金立替払制度について、申請手続きを簡略化して被災地域の労働者の申請負担を軽減し、迅速な支払いを実施する。

オ　解雇、雇止め等への対応

被災に伴い解雇、雇止め等のおそれがある派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者について、事業主が雇用の安定と保護を図るために最大限の配慮をするよう、厚生労働大臣名により人材派遣関係団体や主要経済団体に対して要請を実施したところであり、今後はこの周知に努めるとともに、きめ細かな労働相談等を通じて個々の事情の把握を図りつつ、雇用の継続・確保を図る。

カ　妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い等への対応

被災者等からの産前産後休業及び育児休業等を理由とする解雇その他不利益取扱いや、性別を理由とする解雇その他不利益取扱いに係る相談、母性健康管理に係る相談及びパートタイム労働に係る相談等について、被災地等の都道府県労働局雇用均等室において雇用均等特別相談窓口を設置し、適切かつきめ細やかな対応を行うとともに、トラブルの未然防止に向けた啓発指導等を実施する。

第四の一中「求職者支援制度が創設された場合には、その円滑な施行を図る必要がある。さらに」を「第百七十七回通常国会において関係法が成立した求職者支援制度の円滑な施行を図るとともに」に改める。

第四の一の㈠中「し、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」を平成二十三年第百七十七回通常国会に提出しているところであり、同法案が成立した場合には」を「した職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）が第百七十七回通常国会において成立したところであり」に改める。

第四の一の㈡中「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案」を平成二十三年第百七十七回通常国会に提出しているところである。同法案が成立した場合には」を「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十六号）が第百七十七回通常国会において成立したところであり」に改める。

第四の二の㈠のア中「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案」（以下「能開機構廃止法案」という。）の成立・」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号。以下「能開機構廃止法」という。）の」に、「が創設された場合にはその」を「における」に、「（分野、規模等）等」を「（分野、規模等）」に改める。

第四の三の㈠中「や基金訓練（求職者支援制度により新たな職業訓練が恒久化された場合には当該訓練）」を「、基金訓練及び求職者支援制度における職業訓練」に改める。

第四の六の㈠中「能開機構廃止法案の成立・」を「能開機構廃止法の」に改める。

第四の七中「四十七パーセント」を「四十七・〇パーセント」に、「公共職業安定所を通じた年間の障害者の就職件数については、雇用情勢が厳しい中、平成二十一年度は平成二十年度を上回る四万五千二百五十七件となっており、平成二十二年四月から平成二十三年一月までの障害者の就職件数においては、前年同期比二十・二パーセント増の四万三千六百二十八件」を「平成二十二年度の公共職業安定所を通じた障害者の就職件数については、雇用情勢が厳しい中、前年度比十七・〇パーセント増の五万二千九百三十一件」に改める。

○経済産業省告示第百二十五号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十二条の三第二項において準用する同法第三十四条の規定による届出があったので、同法第四十四条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十三年五月三十一日

経済産業大臣　海江田万里

（一）　外国登録検査機関の名称　テュフ　ラインランド　エルゲーアー　プロダクツ　ゲーエムベーハー

テュフ　ラインランド　エルゲーアー　プロダクツ　ゲーエムベーハー

（二）　追加する事業所の名称及び所在地

ティリーシュトラーセ　2、90431　ニュルンベルク、ドイツ連邦共和国

（三）　変更年月日

平成二十三年五月三十一日

○国土交通省告示第五百六十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年五月三十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

第1　起業者の名称　農林水産大臣

第2　事業の種類　国営柏崎周辺土地改良事業

市野新田ダム建設工事

第3　起業地

1　収用の部分　新潟県柏崎市大字市野新田字天王峯、字上菅沼、字大坪、字下菅沼、字石橋、字菅沼、字与市入、字松畑、字土橋及び字中菅沼並びに大字安谷字石橋、字天皇ツルネ、字高田分、字瀬川及び字横手地内

2　使用の部分　新潟県柏崎市大字安谷字石橋地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、新潟県柏崎市及び同県刈羽郡刈羽村地内の国営柏崎周辺土地改良事業（以下「本件土地改良事業」という。）における二級河川鵜川水系に係る事業区域を全体計画区域とする市野新田ダム、市野新田取水工、市野新田導水路及び幹線導水路に係る建設工事（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

○農林水産省告示第千八十八号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第七条の規定に基づき、平成二十二年産の特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量を次のように定め、平成十九年五月三十日農林水産省告示第七百二十五号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条の農林水産大臣が定める単位面積当たりの収穫量を定める件）は、廃止する。

平成二十三年五月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）